

平成28年度第2回徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成29年3月17日（金）

午後1時30分から午後2時45分

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

【委員】（17名）

岩城由幸，中津忠則，平田順子（代理出席），渡川明子，高原光恵，
船戸まさみ，森西香菜子，加藤和輝，富樫一美，川島成太，佐々木才子，
堀田正文，久米清美，平光江，清水博，真鍋朱実，浅尾真輔

【事務局】

障がい福祉課，健康増進課，住宅課建築指導室，教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 徳島県障がい者施策基本計画重点・主要施策の進捗状況について
- (2) 平成29年度障がい者関連施策予算について
- (3) その他

iii 閉会

議事（１）及び（２）について

（事務局より説明）

（２７：１１～）

会長：今事務局の方から説明がありましたが、ただいまの説明について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

委員：三点ほどお願いしたいと思います。まず第１点でございますが、この事については、総合計画審議会におきましてもご質問させて頂いたことでございますが、重点・主要施策について、パーキングバーミットの交付件数や、ノンステップバスの台数の目標が上向きに修正されていますが、これ自体は、私ども障がい者にとって、大変ありがたいことでもありますし、更にこれを進めて頂きたいと思っております。しかしながら、同時に注意を払って頂きたいことは、そうしたハード面だけでなく、ソフト面、つまりこの運用についても、少し配慮をしてもらいたいという、私ども会員等からの声も多数あるわけでございます。整備する施設や設備が、障がい者にとって、十分に利用できるよう、障がい当事者の声に事務局が耳を傾けながら取り組んで頂きたいと思っております。これが第一点。２つ目は、次期障害者計画についての質問です。話に聞くと、平成３０年から始まる「障害者計画」、これについて、障がい者もおそらく９％が施設から地域への移行を考えていると厚労省からも話が流れてくるわけですが、県としてどういう認識をもっているのか。これをお伺いしたいと思います。３点目は、来年度予算についてですが、おそらく来年度予算は、保健福祉部におかれましてはかなり努力されていて、予算の拡充が図られていることと思えます。このことについては、私どもとしては誠に感謝しております。しかし、これは単にニーズに対応した自然増、あるいは、必要に応じた増という気がしてならないのですが、先ほど保健福祉部副部長からもお話があったように、４月からの差別解消法、あるいは県条例の施行を受けて、真の意味で施策として新たな事業と言えるのは、どういう事業であるかということをお伺いしたい。そして、来年度以降の事業の実施にあたり、事務局が早め早めに周知をして頂いて、付けられた予算がより効果的な事業となりますことお願いしたいところと思っております。以上です。

会長：そしたら、事務局の方から、ご回答をお願いします。

事務局：障がい福祉課長の林でございます。三点ほどご質問いただきましたので、順次県の意見を述べさせていただきます。

まず最初の、「ハードだけでなくソフトに重点を置いた部分をしっかりとやってほしい」という点。また、できるだけ当事者の声を聞いてほしいということでございますが、パーキングバーミット、ノンステップバスなど、基本的には、これまでバリアフリー法で施行されていたハード部分と「ソフト」ということですが、これについては一点、国のほうで大きな動きがあります。この状況をまず、ご紹介させていただきます。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということで、国として大きなイベントがあると。特にパラリンピックとの関係でありまして、もともとは施設会場

の、車いすを含めた施設基準をどうするかとか、空港から施設へのアクセスをどうするかという、そういうのをするというのがまずハードとしてあったんですけども、それを契機として、大会だけではなくて、国全体で底上げをはかっていこうと内閣府を中心に大きな動きがあるということでもあります。この点については、県としても非常に重要だということで、実は11月の政策提言におきまして、国もバリアフリーについての全国展開を早急にかかってほしい。あるいは、ソフトであります「心のバリアフリー」の全国での啓発なんかをお願いしたいと提言をしたところでございます。これについて、先月の20日に閣僚会議で「ユニバーサルデザイン2020行動計画」という計画が策定されたということでございます。大きくは2つありまして、1つは、「ユニバーサルデザインの街づくり」。要は、ハード整備についてのこれまでの施策を底上げするという。これについては、今までの基準を、特に国交省、各省庁で基準の底上げみたいな事が、これから検討されるという形であろうということです。それともう1点、今回の特徴でありますのが、ソフト面でございます。「心のバリアフリー」部門というものが、ハードとともに大きく二本立てで示されているというところでもあります。その中で主だったところを紹介しますと、まず1点目は教育であります。心のバリアフリーに関する教育を、小学生から大学生までしっかりやっっていこうという流れです。これは文科省です。もう1つは企業でありまして、今年度から障害者差別解消法で合理的配慮という形で、努力義務ではあります。企業、事業者がそういった形で進んでいるところでもあります。これと連動する形で企業、特に交通、観光、流通、外食などの接遇、直接接客される部分については、全国共通の接遇マニュアルを国で策定し、普及していこうという流れがあります。これは工程表ですので、具体的なことは、来年度からであろうかと思いますが、そういった形で国、内閣府がとりまとめて、全省庁がそういった形で持ち寄って、オールジャパンで2020年に向けて取り組んでいこうという流れであります。法律、条例も含めて、こういった形も含めて、県も十分連携した形で「心のバリアフリー」に取り組んでいきたいというところでもあります。

特に「2020」ということとございますと、3点目の予算が絡むんですけども、今年度、特に障がい者のスポーツについて、協会も立ち上げ、予算も付け、という形でやっております。障がい者スポーツの普及、というのは、体力の増強、社会参加、活動というものもあるんですが、やはり、活動を通した上での県民理解の促進、特に障がいのある人とならない人とが一緒にスポーツをすることによって交流が進む、ということもありますので、直接的ではないですが、スポーツについても、ソフト面の基盤整備に資する、という想いで、いろんな事業をやっておるといっていいところでもあります。

それと併せて、合理的配慮の関係につきましては、まさに先月、県障がい者差別解消連絡会議という形で、差別解消を進めていくキープレイヤーとして、行政でしたら、県、市町村、国であれば、交通であれば運輸局とか法務局とかも集まっていたいただきまして、当事者の団体、医療、保健や法曹関係、事業者など、(差別解消に)携わる方々にお集まりいただいて、解消法についての施策をどうすすめるか、ということ、ネットワーク、顔の見える関係づくりの取組みを始めたということで、色んなチャンネルを利用しながら、できるだけ注意深く聞きながら進めていきたいと思っています。

次に、次期福祉計画についてのご質問、特に地域移行についてどういった考え方をするのかということとございますが、障害者福祉計画については、30年度から3年計画で次

の計画が始まるということであります。これについては、国の方で、都道府県で計画を作るベースとなります基本指針を策定するという形で、今年度中に何らかの告知が出ると認識をしております。

先ほども申しましたが「地域移行」というのは、現計画からの大きな流れで、「いかに住み慣れた地域で生活をする環境を整えるか」という大きな流れはあるということでございます。今回の基本指針、まだ正式には出ておりませんが、主なポイントとして6点ございますが、その内の一番冒頭には、「地域における生活の維持、継続の推進」という形で出ておりますので、次の計画でも在宅地域生活をいかに支えていくかという、大きな流れは変わらないであろうということです。「精神障害者を対象とした地域包括ケア」これも、地域が関係します。また、冒頭に会長さんのご挨拶にもありましたが、厚労省の「地域共生社会の実現」という新たなキーワードが大きなポイントとして出ております。これは、「我が事・丸ごと」という形で、まさに縦割りではなく横割り、しかも地域を軸にしたという形でありますので、地域課題の解決力の強化や地域丸ごとの繋がり強化、あるいはサービス提供体制における包括的な体制みたいな形。色んな形で、地域で生活する基盤を整備するのが次期計画についても大きな流れかと思っております。そういった流れを整備した延長として、施設からの削減というのがあると認識しております。基本的には市町村で実際のヒアリングをして、県の計画で積みあげていくわけですが、まずはベースとして、基盤整備をしっかりとやっていきたい。これも次期計画の大きな柱とおもっております。こういう部分も含みまして、これから検討してまいりたいと思っております。

3点目が来年度の予算でございます。予算については、当課以外の分もありますけれども、障がい福祉課単独の予算だけで申しますと、平成29年度当初予算が、約81億8500万円余でございます。これは28年度と比べますと、4億強の増、5%を超える増となっております。県全体の伸び率を相当上回った形で予算を計上しておるということであります。その中には当然、扶助費的な、児童とかの地域での福祉サービスのニーズがあつての部分もあるということでございますが、それ以外で、先ほど資料2の方で説明いたしましたスポーツなどを通じたいろいろな形で、特に社会参加の部分についてかなり政策的なものとして、重点をおいております。なぜかという、スポーツについては県民理解とか、複合的な所を睨んでという形でございますが、基本的に政策的にというのはこういったものがまずあります。さらに、この次の議題でご説明することになります。条例自体は今年度からということになりますので、5%増のベースとなる28年度の部分についても、27年度に比べて新たな取り組みの上積みをしています。資料3でこれからご説明しますが、地域フォーラムや色んなハンドブックの作製など、あるいは2月にあった障がい者アートで新たな作品展を開始したり、今年度も色んな形でやっております。その上に来年度も積みあげていくところでございます。

最後の点で、早め早めの周知ということでございます。当然、これら施策については、県単独で行っても波及効果は限られておると十分認識しておりますので、皆様方のお知恵も借りながら進めて参りたいと思っておりますので引き続きご協力頂けたらと思います。以上でございます。

委員：ありがとうございました。課長のお話の中で、特に「心のバリア」。これについて、

厚労省もやっと腰を上げたようでございます。この「心のバリア」につきましては、バリアフリー促進法が成立されて以来、なかなかこういった取組みができなかったことと思いますが、これは非常にいいことかなと思っております。特に教育委員会に力をいれて頂きたいことでもありますけども、私どもが学生の頃は道徳というものがありまして、心の正について教育されたことがございます。ですから、障がい者に対する心のバリアも大事でしょうけども、高齢者に対する心のバリア、人間自身に対する心のバリア、お互いが信頼できる、尊重できる、そういった地域社会を作れるような教育に力をいれて頂きたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

会長：そうしましたら、他の委員の皆さま、何かご意見のある方。

委員：失礼いたします。質問が1点と希望が1点あります。質問なんですけれども、【資料1-3】の「雇用・就労」なんですけれども、29項目めの「障がい者職業訓練事業」における訓練生の就職率、この推移があります。必ずしも、28年度実績見込み、まだ28年度完了はしてないんですけれども、上昇していない何か、考えられる原因はあるんでしょうか。もう一点。希望なんですけれども、こうした計画については、毎年同じ形で統計をとられるのが望ましいと思うのですが、具体的には教育の部分の項目15、同じく【資料1-3】の2ページ目、こちら、「個別の教育支援計画の策定割合」が100%がずっと続いております。これはとても望ましいことだと思うんですが、常に100%が続いているということで、もう一步踏み込んで、こうした計画が必要なお子さんの割合まで、参考値として、29年度は数えられるのかどうか。例えばある学校に10人、計画の必要なお子様がいらっしゃるとして、たとえ9人作成でも、この学校では（策定）しているので100%、というカウントのとられ方と思うんですが、10人中9人とか、人数比で言うところのどのくらいになるのか。ただ、実際現場では、必要なお子さんにはすでに（支援が）されているので、学校でも載ってるだけで十分ということでしたら構わないんですけど、もし、計画が策定されていないお子さんが、少なくともいるとしたら、そのあたりの実態も把握いただけたらありがたいなと思います。以上です。

事務局：教育委員会特別支援教育課長の榊でございます。今、個別の教育支援計画の策定の割合についてのご質問だったのですが、委員のおっしゃるように、個別の教育支援計画が必要な学校につきまして、割合を出しておるところでございます。各学校によりまして、個別の教育支援計画が必要と判断される人数というのは、かなり違いがございます。ある学校では何名、ある学校では何名と違いがございます。そういった形で個別の教育支援計画が必要な子ども達を判断しているかということ、基本的には、学校には、特別支援教育に関する校内委員会というものを、幼稚園から小学校、中学校、高校に至るまですべて設置しております。その中で、子どもさんについて、教育支援計画が必要であると判断していただいた上で、計画を作成しております。申し訳ないのですが、実数については県の教育委員会の方では、人数までは把握はしておりません。実数が実際どれくらいであるかということにつきましては、今後、市町村教育委員会にもお尋ねもしまして、実際、毎年数値が変わってくると思うんですが、どれくらい（生徒が）いるのか推移を見極めながら、

計画を進めていきたいと思ひます。以上です。

事務局：もう一点、障害者の就労の関係の部分ですが、本日出席予定の労働雇用戦略課が急きょ欠席しておりますので、確認いたしまして、宿題としてお返しさせていただきたいと思ひます。

会長：よろしいでしょうか。

委員：一点お願いしたいと思ひます。重症心身障がい児（者）の方の在宅療育を進める上では、ご存じのとおり、短期入所の受け皿を整備することが必要不可欠と考えておりますし、当センターでも、平成29年度はショートステイを充実するべく、いろいろ予定しております。今回、29年度県予算で、「重症心身障がい児者短期入所施設設備整備補助事業」ということで、予算をとっていただいて、本当にありがたく思っております。ただ、ハード面というのは、備品の補助の一部という感じで説明していただきましたが、確かに、ショートステイはハード面だけでなく、人も増やさなければならないし、研修もさせなければいけない。そういう意味で、この関連事業を29年度だけではなく、今後も継続的に予算を計上して頂いたらありがたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

事務局：ありがとうございます。今年度からの新規ということですが、これについては、昨年度に自立支援協議会で色んなお声を聞き、保護者の方のアンケートを実施する中でショートステイであったり、通所についての充実を望む声が大きかったので、まずは、ショートステイの予算を組んでいる所であります。合わせて予算については、通所についての職員の研修や、福祉と医療のサービスをいかに繋いでいくかという観点で紹介するリーフレット等の作成をするための予算を、第一歩として計上しております。これについては、本県だけでなく全国的に、医療の進歩と共に医療的なケアを必要とするお子さんが増えているという中で、特に、NICU等から在宅へと、いかに環境を整備するのかが全国的に大きな課題であるということ踏まえて、先月に改めて自立支援協議会をさらに充実するというかたちで、今までの、主に福祉サイドからのメンバーだけでなく、新たに在宅の医療、在宅の看護等からもご参加を頂いて、医療と福祉が連携をとって来年度以降も引き続き、この問題についてどう検討するかと立ち上げたわけであります。そして、アンケートを踏まえ、また事業者についても色々お話を聞きする、さらに、実際に現場に携わっている方々からも会を通じてご意見をいただいて、どういった形をとれば実際に困っておられるお子様方、ご家庭の安心した生活を支えられるかを、引き続き検討して参りますので、御協力お願ひ申し上げます。

委員：よろしくお願ひします。

会長：時間の関係で、ご意見はあとお一人にして頂きたいと思ひます。

委員：ヘルパー協会です。資料1-2の7ページの58なんですけど、パーキングパーミッ

トということなんですけども、これ、利用証というのが交付されてると思うんですが、返還の場合、利用する必要がなくなった方が出てくると思うんですが、その方の交付証の返還ですとか、交付証に期間が書いてありますよね。使用期間っていうんですか、利用期間っていうんですか。あの期間が過ぎた場合に、まだ必要な場合は、交付という形をされているんでしょうか。

事務局：所管しております地域福祉課でございます。パーキングパーミットの利用証の交付につきましては、身体障がい者の方等の有効期限が約5年、その他移動に配慮が必要な方には、1年以内で交付させて頂いております。有効期間が過ぎた場合には、更新の手続きを行って頂いております。不要になった場合は、交付証の返却をお願いしております。以上でございます。

委員：返却については、そちら（県）から返却して下さいと言うのではなく、交付された方から、必要なくなったので返却に来ましたということですかね。これ、何故かという、その使用されていた方が亡くなられたりとか、使用が必要でなくなった方が返却をされなくて、悪用ではないけれど、家族さんが何かの時に、スーパー行った時とか、ちょっと使おうかなという時も全くないとは言い切れないと思うんです。そういうのをちゃんとチェックすれば、これから大きな、イオンとかもできるし、そういうのを無くしていけば、本当に必要な人が駐車場を使える率が高くなると思うんです。「なんで停めてるの？」っていう、明らかな車があるのを仕事柄、ちらちら聞くことがあるんです。そういった整理をどうにかしてもらわないことには、いくら発行だけどんどんした所で、必要なくなったら回収しないと、期間を過ぎても使われている方が居られるということなので、そういうものを連絡するとか、徐々にでも改善して頂くたいなあとと思うところがあります。

事務局：車いすマークの駐車場が、真に必要とされている方が、利用されやすい状況になっていないということで、この制度は始まっております。あらゆる機会を捉えまして、制度の理解と普及啓発に努めておるところではございますけれども、やはり委員がおっしゃっていただいたように、不適正な利用もお伺いすることがございます。今後利用証交付に当たりまして、適正利用についてお話させて頂きまして共に、いろいろな研修機会には、適切に利用をして頂けるようなお話をさせて頂きたいと考えております。

委員：はい、よろしく申し上げます。

会長：はい、ありがとうございます。今までの委員の皆さまのご意見を踏まえまして、重点・主要施策の実施計画については、原案とお承認することとしてよろしいでしょうか。

（異議無し）

会長：それでは、皆さまのご意見を踏まえて、今後の障がい者施策への積極的な取組をお願いすることとしまして、議題の（１）、（２）を終えることといたします。

議事（3）その他について（01：00：0～）

（事務局より【資料3】について説明）

（01：07：58）

会長：ありがとうございます。ただ今、事務局から御報告がありました内容につきまして、委員の皆様からの何か御意見ございましたら宜しく願いいたします。どの案件でも結構でございますので、宜しく願いいたします。

委員：ではちょっと。お願いいたします。これは意見ではございません。来年度5月の26日～28日にかけて、私ども、公益財団法人徳島県視覚障害者連合会が主管いたしまして、社会福祉法人日本盲人会連合という団体がございまして、第70回全国盲人福祉大会徳島大会というのを徳島市において開催いたします。5月の26日27日はホテルクレメント徳島において、28日は大会式典等はアスティとくしまにおいて開催いたします。約1500人ほどの視覚障がい者が、26日から28日にかけてうろちょろいたしますが、委員の皆様方には、事務局の方からも「声かけ」の話がございましたが、うろちょろしていらっしゃいましたら、声をかけていただきたいなとそんな風に思っております。ご支援のほどを宜しく願い申し上げたいのと、この第一回大会は、昭和23年8月18日に、大阪府貝塚市錦浜というところで、我々の先輩が、戦後まだ混乱している時に集まり、第1回の結成大会を開催いたしました。そしてその2週間足らず、8月30日に、ヘレン・ケラー女史が二度目の来日をいたしました。第一回目の来日は昭和12年かと思いますが、このときには、ヘレンケラー女史は、全盲の国文学者がいるということで、埼玉県の高保己一（の記念館）を視察されたそうですが、第2回目は昭和23年8月30日でございます。全国各地を講演して周り、第1回大会で、日本盲人会連合の初代会長の岩橋たけお先生とヘレンケラー女史との交流がありまして、この大会の翌年、昭和24年、に身体障害者福祉法が制定され、身体障害者手帳も交付されるようになったのも、ヘレンケラー女史のおかげと思っております。そうした初代岩橋たけお先生が会長になりました第1回大会から数えて、今年が第70回大会という節目の年でございます。本県では、昭和31年5月に第9回大会を開催して依頼、60年ぶりの全国大会を開催することになりました。委員の皆さまにもぜひご支援ご協力を賜りたいと思っております。以上、お願いでございます。

会長：共同・共生ということで、委員の皆さま方にもできるだけ、いろんな形での協力があるかと思っておりますので、宜しく願いいたします。その他に何かご意見等ございますでしょうか。

委員：昨年11月27日に行われた県のハートフルフェスタですが、残念ながら今年度は聴覚障害者のイベントと重なりましたので、できるだけ早めにお知らせください。ご周知よろしくお願いします。

事務局：通例でしたら障害者週間に障がい者交流プラザでというかたちで皆さまご予定されていたかと思っております。今年度は条例施行元年ということで、できるだけ盛大にやりたい

ということもございまして、会場もあわぎんホールといたしました。あわぎんホールについては、県内かなり今予約をとるのが立て混んでいる関係で、障害者週間より前となりました。来年度からは通例通りの日程をベースにと考えておりますので、今回は、大きな会場を確保する観点から、どうしてもその日でなければ難しかったということもございます。ただ、周知について、できるだけ早くというのは、おっしゃる通りでございます。このイベントに関わらず、いろんなものについて、できるだけ周知を心がけてまいりたいと思います。

会長：その他何か御意見等よろしいでしょうか。他に御意見等ないようですので、本日の議題はすべて終了することといたします。なお、今回の議事録の公開内容については、私に一任していただいてよろしいでしょうか。

これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたりまして、熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。それでは事務局にマイクをお返しいたします。